



The Professional Golfers' Association of Japan

2014年9月5日

船渡川 育宏 殿

公益社団法人日本プロゴルフ協会
会長 倉本 昌弘



冠省

当協会は、去る平成18年8月7日開催の理事会において、貴殿を有印私文書変造・同行使容疑で逮捕されたことについて、当協会懲罰諮問委員会の報告を審査した結果、貴殿に「会員資格の一時停止」の懲罰を科す旨を決議しました。

その後、貴殿に対しては「不起訴」との司法の判断が下り、同年11月6日の臨時理事会においてこれを解除する決議後、同年11月27日の理事会において理事を継続していただく旨の決議がなされました。

その事実については、同年11月6日及び同年11月27日両日の議事録に記載されていることが確認されております。

また、その後の裁判により有印私文書変造・同行使の事実が存在しなかったことが認定されております。

本年7月14日に開催された臨時社員総会において、「役員等の選挙規程」の変更が承認されましたが、貴殿が代議員の被選挙権がなくなる当該懲罰該当者となるかとの疑問につきましては、総会で貴殿に回答した通り、当該「有印私文書変造・同行使」の事実は存在しないため、貴殿に対する「会員資格停止」は取り消されたものと判断いたします。

貴殿の名誉を著しく毀損した当該「有印私文書変造・同行使」事件において、当時の事務局首脳に代わって、心底よりお詫び、謝罪申し上げます。

今後につきましては、各首脳陣の更なるコンプライアンスの遵守の徹底を図ってまいります。

貴殿におかれましては、PGA理事として、その重責を全うして頂くようお願いいたします。

草々

PGA of Japan

Atago-Toyo Bldg., 2FL 1-3-4 Atago Minato-ku, Tokyo, 105-0002 Japan

TEL +81(0)3 5472-5585 FAX +81(0)3 5472-7700

www.pga.or.jp/